

保医発0831第3号
平成28年8月31日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成28年3月4日保医発0304第9号)の一部を以下のとおり改正し、平成28年9月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

- 1 別表1 I 医科点数表関係の手術の表中、レーザー手術装置(I)を次のように改める。

レーザー手術装置(I)	機械器具(31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザー エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザー ホルミウム・ヤグレーザー パルスホルミウム・ヤグレーザー	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841 -2	経尿道的レーザー前立腺切除術
-------------	--------------------	--	------------------------	------------	----------------

		アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー KTPレーザー ツリウム・ヤグレーザー		
--	--	--	--	--

